

1 競技許可証・公認審判員許可証に係る特例措置：

対象	特例措置	特例措置期間
国内Bから国内Aへの申請	J A Fスポーツ資格登録規定第3条1に定める「Aライセンス講習会受講前24ヵ月以内に次のa. ～c. のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。」については、「Aライセンス講習会受講前36ヵ月以内に次のa. ～c. のいずれかの実績を有し、同講習会を受講し、合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	
国内Aから国際C-Rへの申請	J A Fスポーツ資格登録規定第3条2に定める「国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認競技に10回以上、そのうちラリー、ヒルクライム競技に5回以上の出場実績がある者。」については、「国内Aの所持者で、申請前36ヵ月以内にJ A F公認競技に6回以上、そのうちラリー、ヒルクライム競技に3回以上の出場実績がある者。」または「国内Aの所持者で、申請前36ヵ月以内にラリーおよびスピード競技（いずれも日本選手権競技会に限る）に4回以上競技会出場実績がある者。」の何れかとする措置を適用させていただきます。	
国内A、限定Aまたは国際C-Rから国際C-Cへの申請	J A Fスポーツ資格登録規定第3条3に定める「国内A、限定Aまたは国際C-Rの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認競技に10回以上、そのうちレースに5回以上出場実績がある者。」については、「国内A、限定Aまたは国際Rの所持者で、申請前36ヵ月以内にJ A Fの公認レースに少なくとも3回以上の競技出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	
C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスEから国際C-Cへの申請	J A Fスポーツ資格登録規定第3条4に定める「C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認カート競技に10回以上出場実績がある者。」については、「C I K-F I Aカート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前36ヵ月以内にJ A F公認カート競技に6回以上出場実績がある者。」	
国際C-Cから国際Bへの申請	J A Fスポーツ資格登録規定第3条5に定める「国際C-Cの所持者で、申請前24ヵ月以内にJ A F公認レースに5回以上出場実績がある者。」については、「国際C-Cの所持者で、申請前36ヵ月以内にJ A F公認レースに3回以上出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	2022年12月末日までの間 適用：2022年ライセンス
国際Bの更新申請-1	F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章第10条10. 4)に定める「当該ライセンスの有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」については、「当該ライセンスの前々年度内、前年度内または有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」とする措置を適用させていただきます。	
国際Bの更新申請-2	F I A国際ドライバーライセンス規定の補足事項のJ A Fの取り扱い「1) 国際Bライセンス更新の場合：国際Bライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前の24ヵ月以内に取得条件を満たしている者は更新を認める。」については、「1) 国際Bライセンス更新の場合：国際Bライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前36ヵ月以内にJ A F公認レースに3回以上出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	
国際Aの更新申請-1	F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章第11条11. 6)に定める「当該ライセンスの有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」については、「当該ライセンスの前々年度内、前年度内または有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」とする措置を適用させていただきます。	
国際Aの更新申請 (降格) - 2	F I A国際ドライバーライセンス規定の補足事項のJ A Fの取り扱い「1) 国際Aライセンス更新の場合：国際Aライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前24ヵ月以内に国際Bの取得条件を満たしている者は、国際Bライセンスへの降格更新を認める。」については、「1) 国際Aライセンス更新の場合：国際Aライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前36ヵ月以内にJ A F公認レースに3回以上出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。	

対象	特例措置	特例措置期間
公認審判員B3級所持者でB2級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条1の1)に定める「B3級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会で 5回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」については、「B3級取得後、申請に先立つ 36ヵ月 以内にJAF公認の競技会で 3回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	2022年12月末日までの間 適用：2022年ライセンス
公認審判員B3級所持者でA2級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条2の1)に定める「B3級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会で 7回以上 （うち レース2回以上 を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」については、「B3級取得後、申請に先立つ 36ヵ月 以内にJAF公認の競技会で 4回以上 （うち レース1回以上 を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	
公認審判員B2級所持者でB1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条3の1)に定める「B2級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において 6回以上 （うち 準国内競技の監督2回以上 を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」については、「B2級取得後、申請に先立つ 36ヵ月 以内にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において 4回以上 （うち 準国内競技の監督1回以上 を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	
公認審判員B2級所持者でA2級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条4の1)に定める「B2級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会で レース2回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」については「B2級取得後、申請に先立つ 36ヵ月 以内にJAF公認の競技会で レース1回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し、所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	
公認審判員B1級所持者でA1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条5の1)に定める「B1級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会で レース3回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。」については、「B1級取得後、申請に先立つ 36ヵ月 以内にJAF公認の競技会で レース2回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会（当該役務の講習会）を受講し所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	
公認審判員A2級所持者でB1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条6の1)に定める「A2級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において 4回以上 （うち 準国内競技の監督1回以上 を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」については、「A2級取得後、申請に先立つ 36ヵ月 以内にJAF公認の競技会でラリーまたはスピード競技において 2回以上 （うち 準国内競技の監督1回以上 を含むこと）の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し、所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	
公認審判員A2級所持者でA1級への申請	JAFスポーツ資格登録規定第11条7の1)に定める「A2級所持者でA1級へ申請する者は、A2級取得後、申請に先立つ 24ヵ月以内 にJAF公認の競技会で レース3回を含む6回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」については、「A2級所持者でA1級へ申請する者は、A2級取得後、申請に先立つ 36ヵ月以内 にJAF公認の競技会で レース2回を含む4回以上 の当該役務の執行を行い、JAF認定の講習会を受講し所定の試験に合格した者。」とする措置を適用させていただきます。	